

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

青梅市長

市町村名 (市町村コード)	青梅市 (13205)	
地域名 (地域内農業集落名)	今寺・藤橋地区 (霞村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、水田地域として利用しているが大門川の恒常的な水不足により、隔年で北側と南側に分けて稲作を行っている。また、高齢化や担い手不足により水田を継続していくことが困難な状況等の課題があることから、水利用効率のいい水田の集約化と土壌改良による畑地化等の有効利用策の推進が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水不足の状況に対応し、より効率的に生産するため、南側については基盤整備等により畑地化をし、稲作から露地野菜等への転換を進める。担い手については、地域内外から農地を利用する者を確保しつつ、畑地化に伴う耕作する農地の集約等についても検討し、地域と担い手が一体となって農地を効率的に利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、担い手が目標地図に位置づけられている農地の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
貸付等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮したうえで、中心経営体等に集積・集約化する。農用地の売買(所有権移転)についてはJAを通じて行われることが多いため、関係者が連携して動向を把握する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の中には農地中間管理機構の活用方法を十分に浸透していないケースがあるため啓発を進めるとともに、出し手・受け手にかかわらず、希望があれば農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気やけが等の事情で営農の継続が困難になった場合には意向を確認したうえで地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じてほかの中心経営体等への貸付を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当該地区は水田による稲作(北部側)と水田の畑地化による畑作(南部側)を行う予定である。これに伴い、水田における農業水利施設(用排水路等)の長寿命化並びに効率的な農業用水の利用に資する整備とともに、畑地化及び畑地での営農に必要な圃場整備や井戸等による水源確保等が必要となる。基盤整備事業に係る調査、計画、設計、施工にあたっては、地域で営農する農業者や用水組合の意向や要望、市の財政状況等も考慮し長期的かつ継続的な視点をもって計画的に各種取組みを実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 また育成に際しては地域の実情を理解し地域内の関係者間で関係を築くことが定着には必要であるため、特に地域外からの参入が生じた際は相互理解が進むような取り組みを協力して実施していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託は活用しない方針である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--